

令和8年 第2回
教育委員会定例会会議録

令和8年1月22日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2672号
令和8年第2回定例会

日 時 令和8年1月22日（木） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	新 宮 弘 章
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	中 村 博
	委 員	鈴 木 令 奈

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学 校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	教 育 長 室 長	若 杉 健 次
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	鈴 木 健
	学校施設担当課長	河 原 一 禎
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和
	先端教育担当課長	溝 口 貴 裕

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	須 田 藍 子

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2666号 第14回定例会

日程第2 審議事項

- 1 港区奨学資金条例の一部を改正する条例について
- 2 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 報告事項

- 1 教育管理職の人事について（非公開）

- 2 令和7年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について
- 3 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について
- 4 令和8年度港区立みなと科学館の臨時休館等について
- 5 令和8年度港区小中学生海外派遣について
- 6 後援名義等の12月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 10 図書館の12月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事实績について
- 12 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 13 2月教育人事企画課事業予定について
- 14 みなと科学館の12月利用状況について

「開会」

○教育長 おはようございます。ただいまから、令和8年第2回港区教育委員会定例会を開会します。

日程に入ります前に、ご連絡いたします。

港区私立幼稚園連合会から、「令和8年度区立幼稚園の運営及び定員に関する抗議並びに申入れ」が教育長宛てに提出されています。事前に資料を送付させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。

日程第1 会議録の承認

第2666号 第14回定例会

○教育長 日程第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載した1件の会議録につきまして、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。それでは、承認することに決定しました。会議録については、公開に向け、速やかに準備を進めてまいります。

日程第2 審議事項

1 港区奨学資金条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に日程第2「審議事項」に入ります。

初めに審議事項第1、議案第2号「港区奨学資金条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、ただいま議題となりました議案第2号についてご説明をさせていただきます。資料については本日付委員会資料No. 1からNo. 1-3になりますが、概要についてはNo. 1-3になりますので、ページが飛びますが、最後のページを御覧いただければと思います。

本件につきましては、国において学校教育法の一部改正がございまして、専修学校に関する改正が行われたことにより、連動する「港区奨学資金に関する条例」の一部を改正するものです。用語の整理になります。

法改正によりまして、学校教育法における専修学校の専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」に変わることにより、条例で引用している呼称も同様に変更するものです。あわせて、法

改正により専修学校の「学科」を「専門課程」に、「夜間学科」を「夜間課程」に変更するといった、いずれも法改正に伴う用語の整理を行うものです。

施行期日は、法改正と同様に本年令和8年4月1日で、ご承認いただけましたら、令和8年第1回港区議会定例会で条例改正案を提出いたします。

甚だ簡単ではございますが、ご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

○教育長 これは、法改正に伴う用語の整理のみといった内容になっておりますけれども、ご質問、ご意見はございますか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第2号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第2号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第3号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、ただいま議題となりました「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」です。概要につきまして、本日付議案資料No. 2-3及び参考資料を用いましてご説明させていただきます。

内容は、赤羽幼稚園園舎の移転に伴いまして、港区立学校設置条例の一部を改正するものでございます。経過につきまして、5ページ目に参考資料をつけておりますので御覧ください。整備、移転等のスケジュールですが、令和5年2月末には赤羽小学校校舎が竣工し、同年4月からは新校舎の一部を赤羽幼稚園仮園舎とし、運営を行ってきたところでございます。その後、下の平面図では右側上段部分となりますが、北側敷地で行われてきた2期工事が本年7月に竣工することから、小学校プールや小規模多機能型居宅介護施設等、複合施設の新設にあわせまして、赤羽幼稚園も本年8月から新園舎での運営を開始するものでございます。

前の4ページ、資料2-3を御覧ください。「改正理由」及び「改正内容」ですが、ただいまご説明したとおり、改築に伴い仮園舎で運営してきた赤羽幼稚園を北側敷地の新園舎へ移転するため、住所を三田一丁目4番52号に位置変更するものでございます。

「施行期日」は、令和8年8月10日を予定しております。

雑駁ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

2学期、9月から本格登園が始まるということです。

それでは、特にご質問がないようでしたら採決に入ります。

議案第3号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第3号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に審議事項第3、議案第4号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第4号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」教育委員会議案資料No. 3-3を用いましてご説明させていただきます。

本案は、週休日に勤務する幼稚園管理職員の疲労回復と生活時間の確保等を目的として、時間単位の勤務時間の割り振り変更制度を整備するため「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するものです。

まず項番1、改正する「背景」についてです。幼稚園の管理職である園長・副園長は、週休日でも地域行事や研修等に参加することがあります。現行の制度では、週休日に1日分勤務した場合は、勤務日である平日に1日振替を取得することが可能ですが、1日分に満たない場合は半日単位でしか勤務時間の割り振り変更ができない制度となっています。

そのため、例えば、週休日に半日に満たない2時間の地域行事に参加した際には、行事参加後に園に戻って2時間の事務作業の勤務を行い、半日勤務となるよう調整し、勤務日である平日に半日休みを取っている状況です。こうした状況を踏まえ、週休日に勤務した幼稚園管理職の疲労回復と生活時間を確保するとともに、より働きやすい職場環境を整備することなどを目的として、区独自に「時間単位の勤務時間の割り振り変更」の制度を導入します。

次に項番2「改正内容」についてです。改正内容は、現行の半日単位に加え、1時間単位で勤務時間の割り振り変更ができるよう改正します。柔軟に勤務時間の割り振りをする事ができる一方、毎週のように週休日に勤務することがないように、時間数については4週間につき9時間以内、日数については4週間につき3日以内の上限を設けています。制度運用のイメージは、別紙の図をご参照ください。

最後に、項番3「施行期日」についてです。施行期日は令和8年4月1日です。なお今回の条例改正につきましては、区長部局の港区職員の勤務時間条例でも同様の改正を行います。区長部局との調整によっては、本日提出している改正案の表現から多少の修正をすることもあります。また、本条例の議会での議決後に制度の詳細を関連規則で定める予定です。その際は、関連規則の改正について再度教育委員会でご審議いただく予定です。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

区の職員と合わせるということですね。

○教育人事企画課長 はい。区の職員と合わせます。

○教育長 ということです。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第4号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第4号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、審議事項第4、議案第5号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第5号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」教育委員会議案資料No. 4-3を用いましてご説明させていただきます。

初めに、項番1「背景」についてです。管理職員の深夜に及ぶ勤務の増加に対応するため、国及び都は令和7年に、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大しました。区においても、勤務実態に応じた適切な支給を行うため、管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大します。なお、管理職員特別勤務手当とは、管理職手当を補完する趣旨で、管理職員の勤務のうち、週休日等及び平日深夜の勤務に対して支給される手当です。

次に、項番2「改正内容」についてです。管理職員特別手当について、表の上段の「週休日等に、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により」勤務した場合、表下段の、平日深夜帯の間に同様の勤務をした場合、の二つのケースで支給対象となります。今回の改正では、週休日等以外の日、いわゆる平日の深夜の時間帯について、これまでは午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給対象としていましたが、午後10時から午前5時までに、支給対象時間を拡大します。この改正により、幼稚園の管理職については午後10時以降に及ぶ事件、事故対応業務、教育人事企画課の幼児教育担当専門官においては議会对応業務等が対象となることが想定されます。

次に項番3「施行期日」についてです。施行期日は、令和8年4月1日です。

次に項番4「その他」についてです。教育委員会においてご審議いただき、議決していただいた場合、同改正条例案を令和8年第1回港区議会定例会に提出させていただく予定です。また、当条例改正が区議会において議決した場合、港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等、関係規則の一部改正について、議案を教育委員会に提出します。

また、今回の条例改正につきましては、区長部局の職員の給与条例等の改正と同じ表現とすることを前提に考えております。区長部局での検討によって、本日提出しております改正案文の表現か

ら多少の修正をさせていただく場合があります。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 この改正も、園長先生の働き方改革の一環ですね。

○教育人事企画課長 そうです。

○教育長 ということです。ご意見、ご質問はございますか。

○鈴木委員 この改正自体、非常にいい方向で進んでいらっしゃるかなと思うのですが、ちょっと1件お伺いしたいのが、年間、この支給対象となっている案件というのは何件くらいあるのでしょうか。教えてください。

○教育人事企画課長 過去3年間では、実績はございません。

○鈴木委員 そうなのですね。分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。

議案第5号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第5号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 報告事項

1 教育管理職の人事について（非公開）

○教育長 次に日程第3、報告事項に入ります。

初めに、報告事項第1「教育管理職の人事について」説明をお願いします。これより、非公開の報告になります。

(非公開報告)

2 令和7年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○教育長 それでは次に、報告事項第2「令和7年度卒業式・修了式『お祝いの言葉』について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 日程第3、報告事項第2の「令和7年度卒業式・修了式『お祝いの言葉』について」でございます。資料がございますので、資料を御覧ください。まず、幼稚園の修了式についてでございます。こちらにつきましては、以前お伝えをしていない、今回初めての資料となります。こちらについて簡単に内容をご紹介します。修了証書を受け取った子どもたちの様子、また毎日の様子などを含めて説明をし、また教育委員会の中で取り組んでいたネイティブティーチャーとの触れ合いであったり、様々な文化に触れ合う活動などについて述べた上で、4月から小学校に上がって行われる勉強であったりとか活動、給食などの取組について紹介し、保護者へのお礼と、これからの協力も含めて説明をした形になっております。

続きまして、小学校の卒業式のお祝いの言葉です。資料を御覧ください。こちらにつきましては、どのような状況にあっても希望を持つことの大切さ、地道な努力と挑戦が未来を変えることについてのメッセージに触れる形を取ります。子どもたちは、新型コロナウイルスの感染症の影響を大きく受け、小学校入学当初は、入学式等を実施できなかった学年でございます。そういう中での説明という形で、エピソードとして、東京2025デフリンピックで金メダルを獲得した山田真樹選手の取組などをご紹介させていただいた上で、卒業生の皆さんに、これから困難なこと、思うように進まないようなことがあったとしても、どのようなことがあっても希望を失わず、自分のできる努力を一つ一つ積み重ね、挑戦し続けることの大切さについて話をします。最後は、卒業生の保護者の方、また教職員の皆様への御礼、地域の方への御礼、感謝を述べて終わる形を取ります。

続きまして、中学校の卒業式のお祝いの言葉でございます。こちらにつきましては、真の国際人として活躍することへの期待、日々の努力を継続することの大切さについてメッセージとして述べさせていただきます。港区で行っている国際理解教育に関わる取組の事業。特にいえば、英語国際の授業、またオーストラリアへの海外派遣、さらにシンガポールへの海外修学旅行などを通しての異文化交流の大切さ、またその中で活躍することを願う気持ちを伝えた上、さらにロサンゼルス・ドジャースの山本由伸選手の活躍。ここから、ある日々の努力の蓄積、持てる力を最大限伸ばしていくことの大切さについて述べた上で、保護者及び教職員、地域の皆様への感謝と、これからへの、卒業した後の成長と充実した生活を送ることへの期待を述べて、挨拶文といたしております。

M i n a t o S c h o o lのお祝いの言葉も、これに併せて用意させていただきまして、取組を別途ご紹介する形を取る予定でございます。本日は資料をご用意しておりませんが、このような形で進めていくものでございます。卒業式、修了式のお祝いの言葉については以上でございます。

○教育長 こちらは事前にお目通しいただいていると思いますけれども、最後の確認という意味で、一つずつ確認させていただきます。まず幼稚園の修了式のお祝いの言葉です。こちら、基本的な流れは例年と同じということでもいいのですよね。こちらについて、何かご意見はありますか。

幼稚園はよろしいでしょうか。小学校はいかがでしょうか。

こちらも特段のご意見はよろしいですか。それでは、最後に中学校の卒業式のお祝いの言葉。こちらはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。卒業式の際には教育委員の先生方にもお祝いの言葉を述べていただきますので、その節はよろしくをお願いします。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について

○教育長 次に、報告事項第3「区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 それでは、本日付資料No. 3、港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について、説明いたします。資料のご用意はよろしいでしょうか。本件は、みなと科学館のプラネタリウムの一般投影を観覧できる招待券の発行について報告するものでございます。

項番1の「発行理由」でございますが、みなと科学館をより多くの方に知っていただき、来館を促すことで、その魅力を広く伝えることができるよう、港区立みなと科学館条例第12条及び同条例施行規則第4条第1項第4号に基づき、プラネタリウムの一般投影を無料で観覧できる招待券を発行いたします。

項番2の「発行枚数」でございますが、こちらは今年度と同様、3,000枚を上限といたします。

項番3の「配布先」でございますが、区内イベントや取材対応、企画展等に協力してくださる事業者等を想定しております。

項番4の「有効期間」でございますが、配布時期における適切な有効期間の確保のため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間のものと、令和8年10月1日から令和9年9月30日までの期間のものを発行いたします。なお、枚数はそれぞれ1,500枚ずつを想定しております。説明は以上でございます。

○教育長 ご質問、ご意見はありますか。

○中村委員 3,000枚を上限ということなのですが、実際どれくらい発行したのか、発行実績というのをここ数年分教えてもらえますか。

○教育指導担当課長 開館した当初の発行枚数については大体3割から4割程度の発行だったのですが、ここ1、2年に関しましては、8割から9割程度発行しています。3,000枚のうち、予備で取っておく600枚を除いては2,200枚から2,300枚程度を配布して、広く区民の方々にお伝えできるような形の状況となっております。

○中村委員 では、発行したものを使って実際に無料で観覧に訪れた方はどのくらいいるのですか。

○教育指導担当課長 1枚1枚、細かくはなかなか難しいところではございますが、大体のところでは6割から7割程度は訪れていただいて、実際に観覧いただいているところでございます。

○中村委員 6割から7割は実際に使ってもらっているという理解でいいですか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和8年度港区立みなと科学館の臨時休館等について

○教育長 次に、報告事項第4「令和8年度港区立みなと科学館の臨時休館等について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 それでは、本日付資料No. 4「令和8年度港区立みなと科学館の臨時休館等について」説明いたします。本件は、港区立みなと科学館条例第5条の規定に基づき、みなと科学館の臨時休館日及び臨時開館日について報告するものでございます。

項番1の「臨時休館日」でございますが、こちらに臨時休館日の日付を列举しております。恐れ入りますが、資料の3枚目の「開館・休館カレンダー」を御覧ください。黄色の箇所は、条例で定められている毎月第2月曜日の休館日であり、当該日が祝日の場合はその翌日が休館日となっております。そしてオレンジ色の箇所が、今回ご報告する臨時休館日の箇所でございます。こちらは企画展の設営や撤収、プラネタリウム機器のメンテナンスなどのため、臨時休館日といたします。なお、5月13日及び11月11日の太線で囲っている箇所については、みなと科学館は開館いたしますが、プラネタリウムのみ機器のメンテナンスのために休止するものでございます。

恐れ入りますが、資料1枚目にお戻りください。項番2の「臨時開館日」でございますが、8月10日については、本来は条例で定める休館日となるところ、夏休み期間中の利用者の増加が見込まれる期間を想定し、臨時開館することといたします。

項番3の「理由」につきましては、これまで説明してきたとおりでございます。

項番4でございますが、2月27日に告示し、その後、次項の項番5にありますとおり、各媒体で利用者に周知してまいります。説明は以上でございます。

○教育長 ご質問、ご意見があればお願いいたします。

大体例年どおり、ということですね。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 令和8年度港区小中学生海外派遣について

○教育長 次に、報告事項第5「令和8年度港区小中学生海外派遣について」説明をお願いします。

○先端教育担当課長 それでは、教育委員会報告資料No. 5を御覧ください。「令和8年度港区小中学生海外派遣について」でございます。中身としましては、令和8年度の港区小・中学生の海外派遣につきましては、小学生はオーストラリア、クイーンズランド州ブリスベン市。中学生につきましては西オーストラリア州パース市で実施すると。令和7年度と同様の内容となっております。

項番1を御覧ください。こちら、まず（1）小学生でございます。小学生の日程が8月12日から8月20日まで。派遣児童数としましては、例年どおり区立小学校第6学年の代表児童40名でございます。派遣先につきましては、今お話しさせていただいたとおりブリスベン市でございます。

続いて（2）中学生を御覧ください。こちら、日程につきましては8月5日から14日までとなっております。派遣生徒数につきましては中学2年生の代表生徒40名でございます。派遣先につきましては、西オーストラリア州のパース市でございます。

続いて項番2「今後の予定」でございます。本日の教育委員会の報告をさせていただいた後に、募集の案内というものを開始させていただきまして、2月、3月で募集生徒の選考を行いまして、選考結果につきましては3月の中旬頃を予定してございます。例年どおり、本年5月に結団式を実施させていただいた後の本番8月に実施いたしまして、また、9月に報告会という形で最後に報告する予定でございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○田谷委員 ご説明ありがとうございます。例年どおりのことだと思うのですが、各学年40名ということなのですが、それぞれ小学校、中学校で応募される方は何人ぐらいいるのですか。

○先端教育担当課長 昨年度の実績でございますと、小学生は159名で、合格予定者が40名なので、約4倍弱くらいの倍率でございます。中学校につきましては、昨年度96名で合格予定者が40名ですので、去年につきましては約2.4倍程度でございました。以上でございます。

○田谷委員 ありがとうございます。

それと、2月20日に選考を実施と書いてありますけれども、選考内容を簡単にご説明いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○先端教育担当課長 1月に、各学校へ選考の内々のご依頼を出しておりまして、教育委員会において児童・生徒を決定するということでございます。校長、各学校から派遣児童等について推薦いただきながら、論文と自己PR動画を教育委員会に提出いただきます。その内容につきまして、教育委員会で審査した後に、派遣児童・生徒について決定するという流れでございます。以上でございます。

○田谷委員 どうもありがとうございます。学校長の推薦、それから本人の論文、PR動画というのですが、できることならば、全部という訳ではなくてもいいのですが、当選した児童の論文とかPR動画とか、機会を見て我々にも公開していただく訳にはいきませんか。

○先端教育担当課長 そちら、確認の後に別途回答させていただきます。

○田谷委員 ご面倒だと思うのですが、やはり我々も、ある程度どういう選考でどういう方がオーストラリアに行くことになったかというようなところも知りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○先端教育担当課長 ありがとうございます。教育委員の先生方にも御覧いただく形で調整の方はさせていただきます。以上でございます。

○田谷委員 すみません、もう一つお願いします。ちなみに論文というのは字数の指定があるのですか。あれば教えてください。それとPR動画も時間の指定というのがありますか。あれば教えてください。

○先端教育担当課長 すみません、確認させていただきます。

○教育長 時間がかかりそうですか。

では、この件は後程回答させていただきます。

ほかにご質問、ご意見はございますか。

○中村委員 先程、実際に応募してくる児童・生徒の数が発表されましたけれども、特に小学校あたりは大分多くて、狭き門になっているという感じがするのですけれども、この参加児童・生徒の数をもう少し増やすことはできないのかなとは思ったのですが、予算の問題はあると思うのですけれども、予算の問題以外に何か増やすことに関しては問題があるのですか。

○先端教育担当課長 今回の海外派遣事業は、ホームステイを前提にした事業でございます。この受入れにつきまして、現地のブリスベン市やパース市と調整する中で、一気に受け入れるには40人程度が限度だということで、毎回40人という設定にしております。

○中村委員 分かりました。では基本的には受入れ側の、オーストラリア側の事情で、これ以上の人数は増やせないというのが実情だということですね。

○先端教育担当課長 委員のおっしゃるとおりでございます。例えば私立の学校等においても、パースなどに行かれていますみたいなのですけれども、百何十人行かれていますと、やはりホームステイ等につきましては難しいということで、現地の普通の宿泊施設みたいなところに泊まっているという状況でございます。なので、やはりホームステイという形での縛りになると40名程度というのが限度だということで、現地の要望でございます。以上でございます。

○中村委員 やはり港区のこの制度としては、ホームステイをするというところが一番の意義があるから、そこを前提とする以上は、これ以上の人数は出せないということですか。

○先端教育担当課長 委員のおっしゃるとおりでございます。ホームステイの体験を通して、港区の目指す国際人の育成に寄与する事業として位置づけているということでございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 先程の田谷委員の回答が出ていたらお願いします。

○先端教育担当課長 遅れて申し訳ございませんでした。論文につきましては600文字で、自己PR動画につきましては2分までという形になってございます。

○田谷委員 どうもありがとうございます。できれば公開いただく機会を作っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかは、いかがですか。よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 6 後援名義等の12月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 10 図書館の12月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について

13 2月教育人事企画課事業予定について

14 みなと科学館の12月利用状況について

○教育長 次に、報告事項第6「後援名義等の12月使用承認について」から報告事項第14「みなと科学館の12月利用状況について」この9件の定例報告については、配布資料のとおりです。各報告事項についてご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日予定している報告事項は全て終了しましたがけれども、委員または説明員からそのほか、何かありますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして閉会をいたします。次回は定例会を2月12日木曜日、午前を予定しております。よろしくお願いいたします。

皆さん、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員